

契約相手	(財)山梨県体育協会
事業の内容	緑が丘スポーツ公園の管理運営業務で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ公園及び公園施設等の保守及び維持修繕清掃業務 ・ スポーツ公園を効果的に利用するための企画調整業務 ・ 有料公園施設等の使用許可に関する業務 ・ 有料公園施設等の使用料徴収業務及びいれい出に伴う支出事務 ・ 植物の管理育成 ・ スポーツ公園見学者等の案内及び指導に係る業務 ・ 食堂業務に関すること ・ その他これらに付帯する業務
事業開始時期	昭和46年
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
契約の方法	随意契約(1者)
予定金額積算方法	緑が丘スポーツ公園を管理運営する業務に従事する県体育協会職員の人件費、需用費、役員費、委託料等を積み上げて積算
契約金額	79,481,278円(変更額83,576,588円)
担当部署	スポーツ健康課

平成17年度の利用者数は181,860人で前年度比1.07%の増加、利用料収入は13,146,970円で0.91%と減少している。
約66,000千円の県税を投入して行っている事業である。

① 設計・積算に当たり市場価格を踏まえた適切なものとするべきもの

平成17年度の管理運営業務委託契約については、契約金額を増額している。理由として、委託業務の種類・量に変更があったわけではなく、この業務の受託者である体育協会の本部(小瀬運動場)と緑が丘スポーツ公園が離れていることから、所長職をおく必要があり、その給与額が400万円余不足することを理由としている。委託契約の相手方の人件費増加をそのまま県の負担で承認する扱いとしている。

本来、委託契約で委託した業務を処理するに必要な費用がいくらかかるかを設計し、積算して契約したものであって、業務内容に変更があればともかく、それがない状態の中で相手方の人件費負担増を理由とする契約金額の増額変更は妥当でない。

平成17年度から、山梨県財務規則運用通知第137条関係第3項コの定める「地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を委託するとき」に該当するものとして、予定価格調書の作成を省略している。

このことが業務を委託するに当たって行うべき設計・積算の手順を正確に行うことから離れてしまい、受託者の言うてくることをそのまま聞き入れて契約額の増を認め、認めてしまうことを望むとしてしまう要因となっている。

山梨県財務規則運用通知第137条関係第3項の「なお書き」に定めるところにより、設計・積算を的確に行い、取引の実例価格等を考慮し、適正な価格であることを確認して契約するよう徹底すべきである。

② 施設の安全管理を的確に行うべきもの

多くの県民が利用するスポーツ公園内通路の状況についてみると、次に示すように、亀裂が発生しており手当てしておかないと歩行者の足が挟まれる状態で危険である。

運営管理受託団体からは平成17年8月16日に報告されているが、監査日(平成18年8月15日)現在、県教育委員会において特段の手立ては講じられていない。

国においては、官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)第13条第1項の規定に基づき、平成17年5月25日国土交通省告示第551号で「国家机关の建築物及びその付帯施設の保全に関する基準」を定め計画的かつ効率的に保全しなければならないこととしている。

また、施設利用者の安全確保のためにも安全性の点検・報告・対応措置等は適時的確に行われなければならない。



(2) 県立本栖湖青少年スポーツセンター管理運営業務委託

契約の相手	駒山梨県体育協会
事業の内容	次に掲げる県立本栖湖青少年スポーツセンターの管理運営業務の委託 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設、付帯設備及び物品の維持管理 ・ 施設等の利用手続きに関する事務 ・ 施設等の利用に伴う利用者への便宜供与 ・ 前各号に掲げるもののほか施設等の維持管理に関すること ・ 施設等の使用料の収納事務 ・ 食堂業務に関すること 受託者の寄付行為に定められた目的を達するために必要な業務
事業開始時期	平成7年
契約の方法	随意契約(1者)
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	予定価格調書の作成は省略している。
契約金額額	34,940,039円
担当部署	スポーツ健康課

平成17年度の利用者数は、23,517人で前年度比1.07%の増加で、利用料収入は14,531,440円で前年度比1.14%の増加となっている。
 約20,000千円の県税を投入して行っている事業になる。

① 事業実績を的確に検証すべきもの

この施設の管理運営業務について、平成17年度の執行状況を見ると、消耗品費の執行が年度末の3月に集中している。例えば、「蛍光管」は年度執行額(326,991円)の約7割(226,139円)が、また、「施設整備器具消耗品」は年度執行額(508,148円)の約7割(364,106円)が、「キャンプ用消耗品」は年度執行額(149,153円)の9割強(139,703円)が3月に執行されている。当該年度の事業を行うのに必要な消耗品の調達が年度末の3月ではいかにも説明が苦しい。
 契約金額に合わせた執行実績とするための年度末での予算執行という疑念を持たれることになる。

契約上の精算条項による精算手続きをしているから、事業の執行状況の把握が甘くなって、結果として高い委託料の支払いになっていると言われるような業務委託はあってはならない。
 事業実績を的確に検証し、受託者を指導すべきである。

(3) ハヶ岳スケートセンター管理及び収納事務委託

契約の相手	駒山梨県体育協会
事業の内容	次に掲げる施設の維持管理業務及び使用料収納事務の委託 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用の許可に関すること ・ 施設及び施設器具の維持保全に関すること ・ 使用料の収納に関すること ・ 受託者の寄付行為に定める目的を達するために必要な業務 ・ 前各号に掲げるもののほか管理上必要と認められるもの 平成6年
事業開始時期	平成6年
契約方法	随意契約(1者)
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	施設の管理運営業務に従事する職員の人件費、需用費、役務費、委託料等を積み上げて積算
事業実績額	当初契約額51,964,386円 精算額 50,518,244円
担当部署	スポーツ健康課

平成17年度の利用者は14,701人で前年度比1.09%増加し、利用料収入は5,392,075円で前年度比1.12%増加している。
 年度ごとに約45,000千円の県税を投入して事業を行っている。

① 業務の帰属を明確にした上で処理すべきもの

契約第1条第2項第4号「法人の寄付行為に定められた目的を達成するために必要な業務」は、法人の本来業務であり、県教育委員会からの委託を受けるような筋合いのものではない。
 また、ハヶ岳スケートセンター運営管理業務に従事している職員の人件費についてみると、給料を委託料で積算し、退職給与引当金を別途県教育委員会(スポーツ健康課)補助金で見ている。
 県教育委員会施設の管理運営業務に従事する同じ職員の給与でありながら、片や(給料の支払い)県の事務の委託とし、片や(退職給与引き当て)県体協の事務への補助という整理となっている。

この施設に関する指定管理者制度の指定期間(3年)が経過し、次の指定管理者を選別する時に、別施設の管理運営業務委託のように既に委託が確定金額での委託契約となっているものがあるなかで、県の関連団体(県体協)への委託が精算条項付きの契約であることの意味は問われなければならない。

事務の帰属を明確にし、民間による運営管理を想定した運営管理業務委託の設計・積算を的確に行い、来るべき指定管理者制度の見直しの時期に備える必要がある。

(4) スポーツリーダーバンク事業委託

契約の相手	剛山梨県体育協会	
事業の内容	スポーツ指導者発掘・調査・登録、名簿作成・配布、幹旋・紹介、スポーツクラブの調査・紹介・幹旋、広報誌の発行、登録指導者の研修等を委託する。	
事業開始時期	スポーツリーダーバンク事業実施要綱	平成9年10月8日 スポーツリーダーバンク運営要領 平成2年3月13日
契約の方法	随意契約(1者)	
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日	
予定金額積算方法	報償費、旅費、食料費、消耗品費、通信運搬費、使用料賃借料等を積み上げて積算	
事業実績額	312,006円	
担当部署	スポーツ健康課	

① 制度のあり方を検討する時期に来ているもの

平成9年度にスタートした事業で、延べ登録指導者数は、88種目1,047人となっている。

平成17年度の状況を見ると、下表のとおり、バンクによる紹介件数は27件、活動した指導者数は、231人である。スタート時に比較すると、低調な状態にある。

(表)

	活動者数	活動延べ日数	平均活動日数	バンク紹介件数
平成9年度	279人	18,349日	66日	178件
平成10年度	308人	18,298日	59日	185件
平成11年度	336人	18,604日	55日	185件
平成12年度	284人	14,446日	39日	240件
平成13年度	329人	18,073日	55日	345件
平成14年度	262人	13,753日	53日	87件
平成15年度	263人	14,526日	55日	32件
平成16年度	225人	13,682日	40日	37件
平成17年度	231人	15,413日	66日	27件

また、指導者としての登録はするが指導者名簿への登録を拒む者が多くなってきていること(個人情報保護法関連)、指導者の活動の場が少なく登録しても活動できない

い指導者が多くなってきていることなどから、日本体育協会から県体育協会が委託を受けて実施している類似の制度との統合等あり方そのものを検討する時期に来ている。

(5) スポーツプログラマー養成事業委託

契約の相手	剛山梨県体育協会	
事業の目的	文部科学大臣認定「スポーツ指導者の知識・技能審査証明事業」に基づき、地域でのスポーツ推進事業担当指導者や基幹的スポーツ施設でのスポーツ相談等指導者を対象として、スポーツプログラマーを養成し、スポーツ相談、スポーツプログラムの提供及び運動・スポーツ活動のための指導助言を行わせ、地域スポーツの振興に寄与しようとするものである。	
事業の内容	次に掲げる業務を委託する。 スポーツプログラマー養成講習会の開催 ① 資格認定試験の実施・採点 ② 前各号に付帯する業務	
事業開始時期	平成9年10月8日	
契約の方法	随意契約(1者)	
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日	
事業費の積算方法	報償費、旅費、消耗品費、食料費、印刷製本費、手数料、使用料賃借料等を積み上げて積算	
事業実績額	当初契約額	1,112,895円
	実績額	824,412円
	戻入額	288,483円
担当部署	スポーツ健康課	

① 人材の有効活用を図るべきもの

スポーツプログラマー養成事業で養成されたスポーツプログラマーは、現状では、県体育協会(27名)、県・市町村協会(2名)、市町村教育委員会(36名)その他(136名)の合計201名が資格を取得している。

認定者全員をリーダーバンクのストレッツの部に登録しているが、スポーツ団体等からのスポーツプログラマーへの依頼はないとのことである。さらに、県体育協会や市町村教育委員会に所属している認定者は県民や市町村民のトレーニング指導などに貢献しているものの、どの市町村にどのくらいのプログラマーがいるかは監査時点では把握できていなかったため、現状では活躍状況はわからないとのことであった。また、認定したプログラマーの中には、個人情報保護法の関係で、名簿への登録を断

る者があって、平成14年度に作成して以降、名簿は作成していないとのことである。人材は活用して初めて育成する意味がある。したがってスポーツ健康課の政策としてせっかく育成した人材の活用を図るべきである。

② 契約締結同意書と契約書に内容の違いがあるもの

山梨県スポーツプログラマー養成事業委託契約は、契約締結同意書（平成17年4月1日起案）第3条では委託金額及び前金払いの2項構成で決定権者（教育長）の決定を受けている。

しかるに、同日付で教育長から県体育協会会長あてに出された「平成17年度「山梨県スポーツプログラマー養成事業」業務委託契約の締結について」の通知文に添付された契約書を見ると、その第3条は委託金額、前金払い及び精算残金返還の3項構成となっている。

意思決定権限者の行った意思決定と異なる内容の契約締結手続きが進められていくことになり、きわめて問題のある扱いである。

事実関係を調査の上、今後係ることのないよう職員の指導を徹底すべきである。

(6) 山梨県広域スポーツセンター育成モデル事業委託

契約の相手	山梨県体育協会
事業の目的	文部科学省からの委嘱事業で、総合型地域スポーツクラブの中核となる広域スポーツセンターを育成するためのモデル事業であり、総合型地域スポーツクラブの普及・定着の促進に資する。
事業の内容	委託契約書上では、別添「山梨県広域スポーツセンター事業実施計画書」に掲げる業務を委託する旨の規定がなされている。
事業開始時期	平成17年度
契約の方法	随意契約（1者）
契約期間	平成17年4月1日から平成18年2月28日
予定価格積算方法	諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、借損料、賃金、委託料を積み上げて積算
事業実績額	当初計画額 2,995,228円 実績額 1,942,210円 不用額 1,039,587円
担当部署	スポーツ健康課

① 事業の整理が必要なもの

平成17年度、県体育協会の事業実績報告によると、次の表で明らかのように、県か

らの委託に基づく市町村への有資格者を派遣して行なう事業は実施できなかったとして、その費用を返還する扱いとしている。

市町村への有資格者の派遣事業については、県体協が日本体育協会から直接受託した事業として実施したためであるとの説明である。

この事業は、文部科学省から県教育委員会への委嘱事業（平成16年度と平成17年度の2か年の時限事業）の一部として県事業化し、県教育委員会は県体育協会に委託して実施することとした事業である。

同じ趣旨の事業について、県体育協会が日本体育協会からの受託事業で実施したからという理由で実施しなかったということになっている。

文部科学省は、「総合型地域スポーツクラブ」育成事業について、平成16年度には県教育委員会に委嘱して実施していたものを、平成17年度には「クラブ育成事業」として日本体育協会に委託して実施したという関係にある。県体育協会は、平成16年度には県教育委員会から委託を受けて行った事業を平成17年度には日本体育協会から委託を受けて行った事業ということになる。

補助金の返還手続き等事務手続きの手戻りがあって効率的な事業執行とは言いがたいものとなっている。現場となる市町村では両方の手続きが錯綜しているものと思われる。整理をした上で事業の整合性のある遂行ができる体制を整えるべきである。

平成17年度山梨県広域スポーツセンター育成モデル事業委託内訳書（単位：円）

科目	金額	計画		実績	
		内訳	金額	金額	実績
報償費	585,000	連絡協議会謝金	30,000	15,000	
		シンポジウム	150,000	150,000	
		クラブマネジャー養成講習会	405,000	405,000	
		シンポジウム	18,600	55,656	
		クラブマネジャー養成講習会	212,280	147,085	
旅費	656,200	有資格者派遣	市町村巡回訪問	191,520	0
			市町村説明会	85,680	0
			市町村カウンセリング	75,600	0
			総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	15,120	0
		スポーツクラブセミナー参加	41,800	42,680	

	加費		15,600	14,080
	全国広域スポーツセンター育成連絡協議会			
印刷製本費	封筒	長3	8,400	8,820
		角2	32,400	29,400
	リーフレット増刷		160,000	90,300
通信運搬費	ポスター増刷		80,000	0
	シンボジウム資料		50,000	44,625
	クイズマネジャ養成講習資料		280,000	143,850
会議費	通知等郵送料		27,520	36,732
	電話		87,012	
会費	お茶		18,000	24,100
	昼食		21,000	
消耗品費	事務用品		94,080	598,732
	シンボジウム看板		93,000	
賃借料	コピー代		427,980	
公課費	会場使用料		232,007	107,650
合計	事業費計(2,852,599)×0.05		142,629	41,931
			2,995,228	1,955,641

第9 総合教育センター

(1) 無停電電源装置保守業務委託

契約の相手	日本電気システム建設㈱甲府営業所
事業の内容	無停電電源装置の定期予防保守業務及び緊急修理保守業務
事業開始時期	平成4年度
契約の方法	随意契約(3者)
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
積算方法	予定価格調書は作成していない。
事業実績額	472,500円
担当部署	総合教育センター

① 実効性のある見直しすべきもの

この契約の過去5年間の経緯をみると、契約額は同一額であり、受注業者は、平成1

7年度の受注業者と同一である。平成15年度からは3者による見直しを行って契約してきているが、3年間の見積提出業者は同一業者(日本電気システム建設㈱、A㈱甲府支店、B㈱甲府営業所)で、「入室管理設備保守業務委託」及び「中央監視装置保守業務委託」の見直し業者と一致している。

この業務委託に当たって、委託する業務の種類・範囲・業務遂行に当たる要員が有るべき技術レベル等委託に関する設計が行われた形跡が見当たらない。

総合教育センター情報教育棟施設建築時点で、この業務委託に関する設計積算を行ったものと推定されるが、その後、前年度契約を踏襲してきているため、経緯を各年度の設計積算に織り込んでいない。その結果、担当者は、質問を受けてもそれに応えることができない状況になっている。

当該契約事務の意味するところを理解しないまま、前例踏襲を繰り返してきていることを示すもので適当でない。

実効性のある見直しを行うには、年度によって業者の入れ替えを行うなど工夫する必要がある。

速やかに、対策を講じて、的確に予定価格を積算し、見直しへの趣旨を生かした事務処理ができるよう指導すべきである。

② 契約履行の丸投げが疑われるもの

平成18年3月30日に提出された「無停電電源装置 定期点検表」の作成者は、県教育委員会からの受託者の日本電気システム建設㈱ではない会社名となっている。委託した業務の性格から考えて、県教育委員会から委託した業務の全てを第三者に再委託したものと想定される。

①で指摘しているように、この契約に関する設計積算が的確に行われていないと思われる状況のなかで、委託業務の遂行が契約金額より低い価格で第三者に丸投げされているとすると問題である。

速やかに調査の上、適正な処理をすべきである。

(2) 入室管理設備保守業務委託

契約の相手	日本電気システム建設㈱ 甲府営業所
事業の内容	入室管理設備、センターコントロール装置(1台)及びカードリーダー(5台)の定期予防保守及び緊急修理保守
事業開始時期	平成4年度
契約の方法	随意契約(3者)
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	予定価格調書の作成を省略している。
契約金額	210,000円

担当部署 総合教育センター

(注) 山梨県財務規則第137条第2項は、「契約担当者は、随意契約によるうとするときは、あらかじめ、予定価格を定めなければならない。」と定めている。その上で、「運用通知」第137条関係において次のように定めて運用している。

3 随意契約における予定価格は、業者が算定した見積書と対査することにより、契約しようとする価格が適当かどうか検討する基準であり、原則として予定価格調書の作成を要するが、次に例示するものについては、予定価格調書の作成を省略しても差し支えない。

- ア 法令等で価格が定められているものの調達
- イ 官報等価格が確定しているものの購入

コ 地方自治法第244条の2第3項に基づき公の施設の管理を委託するとして(指定管理者)

ク 予定価格が1件50万円未満の契約

なお、予定価格調書の作成を省略した場合であっても予定価格は定めるものであるので契約担当者は取引の実例価格等を考慮し、適正な価格であることを確認し、契約すべきものであること。

① 実効性のある見積合せとすべきもの

過去5年間の契約金額は同額であり、平成15年度からは3者による見積合せにより契約しているが、受注業者は変わらずにきている。

平成17年度の見積合せの業者は、「中央監視装置保守業務委託」及び「無停電電源装置保守業務委託」の見積合せの業者と同じメンバーである。

平成17年度については、県財務規則運用通知第137条関係一3ーサの定めにより予定価格調書の作成を省略している。また、業者の見積書の価格をそのまま使用して契約価格としている。

業務を委託するに当たって行うべき設計・積算の手順を正確に行うことから離れてしまい、受託者の言う金額をそのまま聞いて契約額を決めてしまうことを習いとしてしまう要因となっている。

業務委託の設計に当たっては、どのレベルの技術者が何人・日のできる作業なのかを明らかにし、契約金額の積算を行わなければならないにもかかわらず、前年度と同額の契約を繰り返しているのが実態である。

県財務規則第137条関係3のなお書に定めるように、「契約予定価格調書の作成を省略できること」は、「予定価格を定めること」を省略することを意味していない。

このことを改めて確認して契約事務を処理するよう指導する必要があると考える。

② 委託した業務の丸投げが疑われるもの

この契約に関する扱いについてみると、平成18年3月29日提出の入室管理設備定期点検報告書によると点検会社名は業務を受託した会社名でないものとなっている。県教育委員会から委託した業務の性質から考えて全てを再委託したものと考えられる。

①で指摘しているように、この契約に関する設計積算が的確に行われていないと思われる状況のなかで、委託業務の遂行が契約金額より低い価格で第三者に丸投げされているとすると問題である。
速やかに調査の上、適正な処理をすべきである。

(3) 中央監視装置保守業務委託

契約の相手	日本電気システム建設(株)甲府営業所
事業の内容	定期予防保守として、6ヶ月に1回(年2回)定期的に、機器の点検調整を行う。 また、緊急修理保守として保守物件に不時の事故が発生した場合は必要な修理を行い機能を確認する。
契約の方法	随意契約(3者)
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
積算方法	県財務規則運用通知第137条関係一3ーサの定めにより、契約予定価格調書の作成を省略している。
事業実績額	420,000円
担当部署	総合教育センター

① 業務委託に当たり設計積算を的確に行うべきもの

この契約の扱いについてみると、平成15年度から3者による見積合せによって契約してきているが、平成14年度以前の単独随意契約受注業者が引き続き受注している。また、契約額は、過去5年間同一額である。

この装置の保守点検報告によると、第1回は、平成17年9月29日作業日とし、作業者についての記述はない。第2回は、平成18年3月20日作業開始日・作業終了日とし、作業者は2名と報告されている。また、点検整備に従事した作業者2名の技術レベルを判断するに足りる情報を担当者持ち合わせていない。

平成17年度の定期点検報告書からみた作業内容は、下表のとおりである。この作業を行う技術者の技術レベルをどの程度のものとしているのか、その技術者が1日作

業とした場合いくらの賃金が相当かということは、この種の業務委託の際に当然把握し、設計積算されなければならない。
しかし、そうした作業は行われておらず、業者の見積額をそのまま使用して契約しているのが実態である。

小額の業務委託であっても、早くすべき手順は尽くした上で発注すべきであった、そのことは県財務規則運用通知第137条関係3-サの定めるところでもあり、前年と同額の契約を繰り返しては足りるとする扱いは適当でない。

情報教育棟中央監視装置保守点検報告(平成17年度)

点検箇所	点検内容	第1回		第2回	
		結果	結果	結果	結果
筐体	筐体内外の清掃	済	済		
コネクタ・端子	コネクタ・端子のゆるみがないことを確認	良	良		
操作部	キーボードの各キーの状態の確認	良	良		
	ネオンランプ状態の確認	良	良		
	CRTの表示の確認	良	良		
表示部	ANN部 全窓表示状態確認	良	良		
	ANN部 全LED点灯の確認	良	良		
	印字状態の確認	良	良		
プリンタ	インクリボン状態の確認	良	良		
	各チェックピン及びコネクタにて測定、調整	測定値	測定値		
		103.4V	104.2V		
	AC 100V(±) 10%	4.98V	4.97V		
	DC+ 5V(±) 5%	12.33V	12.33V		
	DC+ 12V(±) 10%	4.01V	4.02V		
	BAT 3.6V~4.4V	測定値	測定値		
	~ANN入力~	4.97V	4.98V		
	DC+ 5V(±) 5%	測定値	測定値		
	~I/O入力~	4.97V	4.97V		
	DC+ 5V(± 5%)	4.97V	4.97V		

機能試験	DC+ 12V(±10%)	
	12.19V	12.19V
基本機能の確認	良	良
時計機能の確認	良	良
スケジュール機能の確認	良	良
デジタルポイント	端子より入・出力信号の確認	良
アナログポイント	端子より疑似入力確認	良

(4) エレベーター保守業務委託

契約の相手	㈱日立ビルシステム東京総支社
事業の内容	総合教育センター情報教育棟のエレベーター保守業務委託。
事業開始時期	平成4年度
契約の方法	随意契約(2者)
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	保守業務委託料月額を50,000円とし、12月を乗じて得た額に消費税を加えた額としている。
事業実績額	617,400円
担当部署	総合教育センター

① 実効性のある見積合わせとすべきもの

この契約の扱いについてみると、過去5年間、受注業者は同一で、契約金額は同額である。平成15年度からは2者(㈱日立ビルシステム東京総支社多摩支店及びS工業㈱)による見積合わせを行っている。見積合わせの見積提出依頼業者は、過去3年間同じ業者に依頼している。
過去3年間、見積を依頼した結果、受注できない業者の見積では真に競争性のある契約となっていると認めることは困難である。
実効性のある見積合わせとするための工夫が求められる。

(5) 山梨県総合教育センター清掃業務委託

契約相手	関東トータルサービス(有)
事業の目的	山梨県総合教育センターの清掃業務
事業の内容	山梨県総合教育センター建物の清掃業務である。 (1) 日常清掃

契約の方法	指名競争入札 (5者)
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	建築保全業務積算基準 (国土交通省監修) の清掃の歩掛りに基づき積算
契約金額	1,819,650円
担当部署	総合教育センター

① 委託業務の現場確認を適切に行うべきもの

この業務委託は、山梨県総合教育センター建物の日常清掃と定期清掃業務の委託である。仕様書によると、業務受託者は、年間の作業計画表を県に提出し、作業 (日常清掃、定期清掃) を実施し、業務終了後、作業報告書とその都度県に提出するものとしている。ところが、平成17年度において、受託者は、県に年間の作業計画表提出していなかった。また、年3回実施する定期清掃の作業報告書についても、県に提出されず、現場作業の事後確認ができない状態となっている。

契約書の条項にあった業務報告を受け、業務実施の確認をするべきであり、清掃作業の年間の作業計画表の提出及び定期清掃作業時の作業報告書の提出を受託者に求め、委託業務の現場確認を適切に行うべきである。

(6) 教育情報ネットワーク保守委託

契約の相手	朝サソテレコム
事業の目的	教育情報ネットワークの円滑な運用
事業の内容	教育情報ネットワークに係る機器の保守、及びファイルリソングソフト、ウイルスソフトの更新
事業開始時期	平成15年度
契約の方法	指名競争入札

契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	予定価格調書の作成
事業実績額	25,817,400円
担当部署	総合教育センター

① 不経済支出となっているもの

当該委託契約の一部として、WebSense Enterprise (ファイルリソングソフト) の更新業務がある。WebSense Enterprise は、導入当初は教員系のみに適用する予定であったが、生使用の方が重要ということから、教員系には導入せず、その予算で生使用に導入していた。

しかしながら、教員系にも導入する必要があるとの判断から、平成17年度予算にも盛り込まれていた。平成16年度末に「年度開始前契約準備行為」として指名競争入札を実施したものの、関係者すべてが人事異動となるなかで、本来ならば7,000ライセンスで契約すべきところを例年どおり3,000ライセンスの設定でソフテレコムとの契約がなされた。結果として、追加的に、別契約として4,000ライセンスの追加契約を締結したものである。当該追加契約は随意契約となっている。

当該ファイルリソングソフトは、ボリュームライセンスが利くものであり (5,000ユーザー以下6900円、5,000ユーザー以上621円)、当初から7,000ライセンスで契約していれば委託額が節減できたはずである。

一括して契約した場合との比較

(単位：円)

当初から7,000ユーザーで契約した場合の積算額 (税抜き)	621×7,000×0.85=3,694,950	実際の積算額 (税抜き)	690×3,000×0.85=1,759,500
			追加4,000分
			[690×4,000+100,000 (SE人件費)]×0.8
			=2,288,000
			合計 4,047,500

第 10 図書館

(1) 図書館情報ネットワークシステム保守業務委託

契約相手	(株) 日本総合研究所
事業の目的	ソフテウェアの円滑な利用のため

事業の内容	図書館情報ネットワークシステムに係るアプリケーションソフトウエアの保守
契約の方法	随意契約（1者）
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	業者見積による。
契約金額	2,992,500円（＝月額249,375円×12月）
担当部署	県立図書館

(2) 図書館ネットワークシステムソフト貸借

契約相手	(株) 日本総合研究所
事業の目的	ソフトの貸借
事業の内容	図書館情報ネットワークシステムソフトウエア（UNIX）一式の貸借（平成17年度～平成20年度の債務負担行為）
事業開始時期	平成16年10月1日
事業終了時期	平成21年3月31日
契約の方法	指名競争入札
予定価格積算方法	業者見積による。
契約金額	9,210,348円（＝170,562円×54月）
事業実績額	2,046,744円（＝月額170,562円×12月）
担当部署	県立図書館

① 保守業務委託契約について債務負担行為とすべきもの

図書館は、平成20年度までの債務負担行為を受け、(株) 日本総合研究所と図書館ネットワークシステム貸借契約（契約額9,210,348円、期間平成16年10月1日～平成21年3月31日）を締結している。この貸借契約に関連して図書館ネットワークシステム保守についても独自開発ソフトであるとして同社と保守業務委託契約（契約額2,992,500円、期間平成17年4月1日～平成18年3月31日）を締結している。

ところで、図書館ネットワークシステム貸借契約（第10条）によると、「甲（県）は、ソフトウェアが常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つために乙（(株) 日本総合研究所）と保守契約を締結するものとする。」と定めている。したがって、図書館ネットワークシステム保守業務委託契約は、当該貸借契約に付随、連動した契約である。このように両契約は、一体的に機能すべきものとして行っていることから当該貸借契約と同様当該保守業務委託契約も年度を越えた債務負担である。

しかしながら、このように一体的な契約であるにもかかわらず、当該図書館ネットワークシステムの保守業務については、その都度、単年度契約を締結して行っているのは

適正でない。

図書館ネットワークシステム貸借契約の条項（第10条）により、県は債務負担していることから、図書館ネットワークシステム保守業務委託契約においても同一の取扱い、即ち、債務負担行為とすべきである。

なお、当該契約は、物件の貸借契約であるので支出科目は、「委託料」ではなくて「使用料及び賃借料」である。

(3) 山梨日日新聞マイクロフィルム化業務委託

契約相手	(株) 山梨日日新聞
事業の目的	新聞資料の保存
事業の内容	県立図書館において保管する平成16年（1月～12月）山梨日日新聞のマイクロフィルム作成（35ミリフィルム ネガ・ポジフィルム 各セット）
契約の方法	随意契約（1者）
契約期間	平成17年8月2日から平成17年8月31日
予定価格積算方法	業者見積による。
契約金額	595,980円
担当部署	県立図書館

① 事務の見直しに努め、早期の事務改善を行うべきもの

図書館は、(株) 山梨日日新聞と図書館で保管する平成16年分の山梨日日新聞をマイクロフィルム化するため新聞マイクロフィルム化業務委託契約を締結している。これは、過去、数十年にわたり継続されてきている。

元々、毎日、朝日新聞等の全国紙においては、新聞社が制作販売しているのが一般的であるが、当該新聞社は当該新聞紙のマイクロフィルムは作成販売しておらず、著作権の関係もあり、当該新聞社に作成委託をしてきたものである。

しかしながら、当該新聞社の新聞をマイクロフィルム化するについて同社に作成委託することには、当該新聞社にネガフィルムは残ることとなり、同マイクロフィルムの複製販売は可能であり、作成委託費全額の負担は妥当とは言えない。山梨日日新聞のマイクロフィルム化の費用については検討改善する必要がある。

なお、平成17年度に至り当該業務の見直しを行い、(株) 山梨日日新聞社と協議した結果、マイクロフィルム化を取りやめ、平成18年度からは同新聞社がDVDを制作し、これを図書館が購入（1枚（11月分）2,957円×12＝35,484円予定）する方法に改められ、1年度当たり560,496円の経費節減を実現している。早期に問題点を発見し、事務改善を行ってれば相当額の経費節減が可能であったことから、今後、絶えず事務事業の見直しに努め、早期の事務改善を行う必要がある。

(4) 県立図書館建物管理業務委託

契約の相手	山梨ビル代行 株式会社
事業の目的	県立図書館の建物維持管理
事業の内容	山梨県立図書館の清掃及びゴミ搬出処理業務、冷暖房設備、給排水設備等の空調機器維持管理業務、館内害虫駆除（環境測定を含む）を一括業務委託
事業開始時期	昭和45年度
契約の方法	指名競争入札（6者）
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	次の業務区分に応じ予定価格を積算 清掃業務 ・清掃要員人件費、消耗品費等 ※前年と同額 ・ゴミ処理 ※前年とほぼ同額 ・上記の管理費 ※前年と同額 空調設備 ・前年と同額 害虫駆除/環境測定 ・前年度委託額を参考に算定
契約金額	13,545,000円
担当部署	県立図書館

この契約に関する経緯をみると、次のとおりである。

平成17年度の委託業務は、(1)清掃業務、(2)空調設備管理業務、(3)害虫駆除・環境測定業務である。

過去3年間は、これらの業務を別々の委託業務として契約が締結されていた。

平成14年度以降の委託状況は次のとおりである。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
清掃・塵芥処理業務	7,665千円 (山梨ビル代行)	7,623千円 (山梨ビル代行)	7,591千円 (山梨ビル代行)	
害虫駆除業務	189千円 (山梨ビル代行)	189千円 (山梨ビル代行)	176千円 (山梨ビル代行)	山梨ビル代行へ3業務を一括委託。※但し空調管理は山梨日立へ再委託。
空調管理業務	6,300千円 (山梨ビル代行) ※一部を山梨日立へ再委託	6,300千円 (山梨ビル代行) ※一部を山梨日立へ再委託	2,520千円 (山梨日立)	
合計	14,154千円	14,112千円	10,287千円	13,545千円

(注) 平成14年度から平成16年度の害虫駆除業務は、全て山梨ビル代行(株)と随
 意契約、平成16年度の空調管理業務は、(株)山梨日立と1者随意契約、それ以
 外の委託は、指名競争入札により業者を決定しているが全て山梨ビル代行(株)が
 落札している。

① 契約事務のチェック体制を見直すべきもの

空調設備管理業務について監査をしたところ、次の事実が判明した。

空調設備管理業務は、機器の運転管理等の「日常管理業務」と年に数回の定期点検を
 する「点検業務」に区分される。

平成14年度と平成15年度の空調設備管理業務の委託額は、この2つの業務に対
 して6,300千円を支出している。

しかし、平成16年度には、空調設備管理業務のうち「点検業務」部分を1社随意契
 約により(株)山梨日立へ2,520千円で業務委託したものの、空調機器運転管理等
 の「日常管理業務」については、「清掃・塵芥処理業務委託仕様」にも「空調管理業務
 委託仕様」にも計上されておらず、委託していない状態にあったとの説明である。

担当者レベルでのミスにより委託すべき業務が入っていない業務委託仕様書が県
 の意思決定レベルのどの段階でもチェックして是正することができなかったことを
 示すものであり適当でない。

契約事務のチェック体制を早急に見直し、今後かかることのないよう留意されたい。

② 契約条項違反であるもの

空調設備管理業務については、平成16年度には1者随意契約で(株)山梨日立に
 2,520千円で委託しているが、平成17年度は山梨ビル代行が他の業務と一括し
 て受注し、一部を山梨日立へ再委託している。

委託契約書の第8条によれば「業務の全部または一部を第三者に再委託し、若しく
 は継承させてはならない。」と定めている。(株)山梨日立が業務を実施することは再
 委託禁止条項違反である。

県の業務を民間業者に委託して行わせるための契約条項と委託業務処理との間に
 すれがあっても気がつかないでいる実態がある。職員の指導を徹底すべきである。

(5) エレベーター保守業務委託

契約の相手	株式会社 日立ビルシステム
事業の目的	エレベーターの正常な運転機能を維持するためのものである。
事業の内容	毎月2回技術員を派遣、点検業務と整備業務を委託している。 点検業務はエレベーター各部を点検し必要に応じて調整、注油を

	行い、整備業務は装置の移動状況に適応したプログラムによる整備を実施している。
事業開始時期	昭和45年度
事業終了時期	未定
契約の方法	随意契約（1者）
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	業者見積額
契約金額	611,100円
担当部署	県立図書館

① 緊急時における対応の徹底及び利用の制限をすべきもの

このエレベーターは、昭和45年の開館当初よりの機種であり、現在まで継続して利用している。開館当初より書庫での利用を想定しており、乗り場も奥まった場所に設置されている。機能は9人乗りで600kgが積載限度。エレベーターに関しては過去の事故は無いとのことである。また図書館内の各フロアにおける利用状況は次のとおりである。

- ・ 地下 研修等に利用するフロアで、関係者以外立ち入り禁止となっており機械室も同地下にある。
- ・ 1階 一般利用者開放。
- ・ 2階 調査研究室及び一般利用者開放。
- ・ 3階 かつては食堂として利用。現在は自販機のある休憩室として利用。自習室エリアもある。
- ・ 4階 学習室において学生等が利用。郷土資料館は一般県民が主に利用されている。

地下は、立ち入り禁止のフロアでエレベーターは利用できない。2階から4階までが利用可能だが、当初より書庫利用を想定していたための乗り場が奥まったところにあるため、利用者の多くは階段を利用しており、エレベーターをあまり利用しないとのことである。監査日に現地で実状をみたが、確かに利用は無いようであった。

委託業務は、月2回の点検・整備のみで、非常時の連絡はエレベーター管理会社ではなく、インターホンで総務課近くの宿直室に連絡が入り、職員が応対し状況に応じて対処するとの説明であった。

安全確保のため緊急時対応でマニュアル等を作成するべきである。

また、大半のエレベーターは、閉まるドアに障害物があると危険防止のため自動でドアが開くシステムになっているが、監査日に実際にエレベーターに乗ってみたところセンサーの反応が鈍かった。また降りる際にカゴ（乗客が入る部分）とフロアとにかなりの段差があった。

大変古い機種であり過去に事故がなかったのが幸いであるが、危険防止のためのメンテナンスを的確に行い、場合によっては利用者の使用制限を検討すべきである。

(6) 書誌データ作成業務委託業務

契約の相手	映図書館流通センター
事業の目的	書誌データの作成業務
事業の内容	平成17年度 書誌情報作成業務 (1) 新刊全件ワーク作成 (2) 内容細目ファイル
契約の方法	随意契約（1者）
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	前年度契約額
契約金額	2,152,500円
担当部署	県立図書館

① 契約の方法に工夫が求められるもの

映図書館流通センターに対し、書誌データ（書名、著者名、出版者、出版年等）の作成業務を委託している。この会社の書誌データをTRCワークというが、このTRCワークを使用しているのは、県下の市町村関係の図書館も同様である。各図書館は、書籍情報のデータを共有しており業務の効率化、合理化のために、統一が必要である。

しかし、この種の契約は、同一業者との長期的な契約を余儀なくされ契約価額が高のまま維持されてしまうという弊害が生じる危険性がある。事実、平成13年度からずっと継続的に同一業者にしかも、同一金額で委託されている。

この様な業務の場合、県下市町村図書館とともに足並みを揃えて、情報を共有化するなどして全体としてよりよいサービスを安価に享受できるように取組みをすべきである。

第11 美術館

(1) 山梨県立美術館 映像音響設備保守委託

契約相手	大金丸電工
事業の目的	山梨県立美術館ハイビジョンシステムを良好な状態に保つよう、映像・音響機器の保守点検業務を行い、機能の保持と障害の発生を防止することを目的とする。